令和６年３号

春日部労働基準監督署
春日部市南 3-10-13
電話 048(735)5226

春日部労基だより

労務管理、安全衛生、労働保険等に関する情報を提供いたします。
掲載内容についてご不明な点がある場合には、当監督署までお問い合わせください。

◆　外国人労働者の安全衛生教材などについて

外国人労働者数は、令和４年 10 月時点で 182 万２千人を超え、過去最高を更新しています。外国人を雇用する事業所数は 29 万８千を超え、これも過去最高を更新しています。

このようななか、外国人の労働災害が増加しています。外国人労働者については、作業に応じた一般的な労働災害防止対策のほか、言語や文化の違いなどの外国人労働者に特有な事情を踏まえた安全衛生管理が求められます。

厚生労働省では外国人労働者に対する安全衛生教育にお役立ていただくため最大１４言語で業種ごとの安全衛生教材や、事業主向け「外国人労働者安全衛生管理手引き」を厚生労働省ホームページで公開していますので、ご活用ください。

右に掲載しているものは、鋳造業を対象としたベトナム語教材の抜粋です。

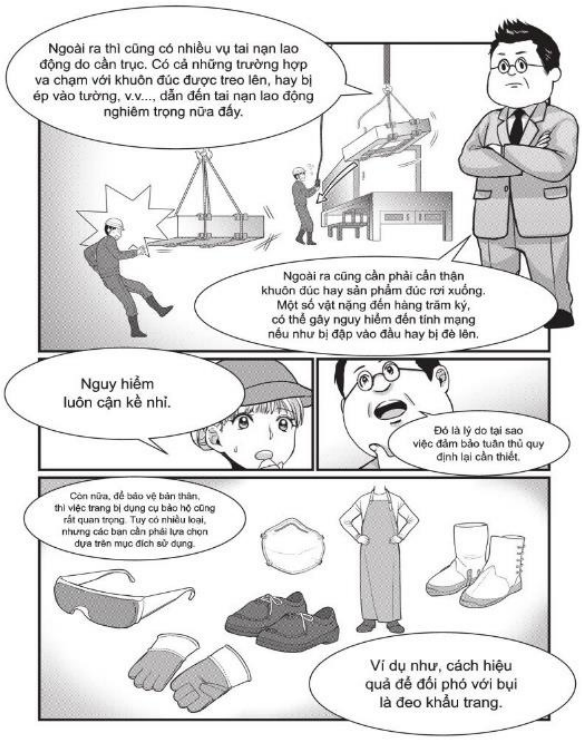

QR コードから資料に直接アクセスできます。

【教材】　【手引き】

◆　一人親方等の安全衛生対策について

令和５年４月１日から、労働安全衛生法に基づく厚生労働省令の改正により、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人（他社の労働者、資材搬入業者、警備員など）に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、新たに一定の措置を実施することが事業者に義務付けられていますので、適切な対応をお願いします。

２ページ以降に、この義務のポイントをまとめたリーフレットを掲載しています。

省令改正の主な内容

1 作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化

作業の一部を請け負わせる場合は、請負人（一人親方、下請業者）に対しても、以下の措置の実施が義務付けられます。

❶ 局所排気装置等の設備の稼働

請負人だけが作業を行うときも、事業者が設置した局所排気装置等の設備を稼働させる（または請負人に設備の使用を許可する）等の配慮を行うこと。（有機溶剤中毒予防規則第18条第3項等）

❷ 作業方法の周知

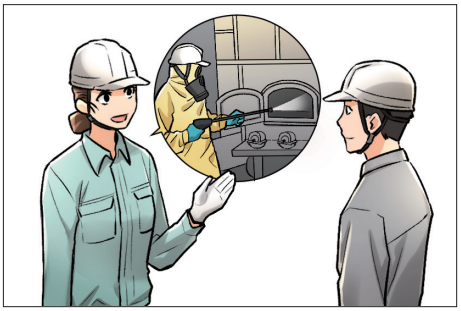

特定の作業方法で行うことが義務付けられている作業については、請負人に対してもその作業方法を周知すること。（労働安全衛生規則第 592 条の 3 第 2 項等）

❸ 保護具使用の周知

労働者に保護具を使用させる義務がある作業については、請負人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること。（労働安全衛生規則第 327 条第 2 項等）

2 同じ作業場所にいる労働者以外の人に対する措置の義務化

請負契約の有無にかかわらず、労働者と同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など）に対しても、以下の措置の実施が義務付けられます。

❶ 立入禁止、喫煙・飲食禁止

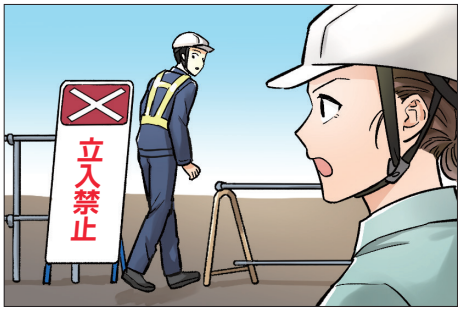

立入禁止等の措置が講じられた場合は、労働者や労働者以外の作業に従事する者は従わなければなりません。

労働者を立入禁止や喫煙・飲食禁止にする場所について、その場所にいる労働者以外の人も立入禁止や喫煙・飲食禁止とすること。（労働安全衛生規則第 585 条第 1 項等）

❷ 退避

作業に関する事故等が発生し労働者を退避させる必要があるときは、同じ作業場所にいる労働者以外の人も退避させること。（有機溶剤中毒予防規則第 27 条第 1 項等）

❸ 有害性等の掲示

化学物質の有害性等の掲示は、その場所にいる労働者以外の人も見やすい箇所に掲示すること。（有機溶剤中毒予防規則第 24 条第 1 項等）

Q&Aで確認!

省令改正後の注意点

Q 重層請負の場合は誰が措置義務者となりますか？

A 事業者が作業の一部を請負人に請負わせる場合の配慮義務や周知義務は、請負契約の相手方に対する義務です。三次下請負まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。

Q 作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要ですか？

A 事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる発注者の立場にあるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。

Q 元方事業者として実施すべき事項はありますか？

A 労働安全衛生法第 29 条第 2 項で、関係請負人が法やそれに基づく命令（今回改正の 11 省令を含む）の規定に違反していると認めるときは、必要な指示を行わなければならないとされています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指示」を行わなければなりません。

Q 周知にはどのような方法がありますか？

A 周知には、右に掲げたような方法があります。いずれの方法でも、周知を受けた請負人等に対し、確実に必要な措置が伝わるよう、わかりやすいものとなるようにしてください。

❶ 掲示

❷ 書面の交付（請負契約時に書面で示すことも含む）

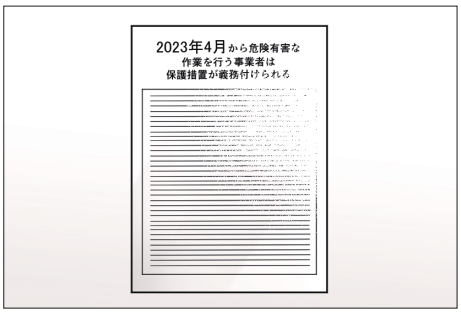

❸ 磁気テープ、磁気ディスク等に記録

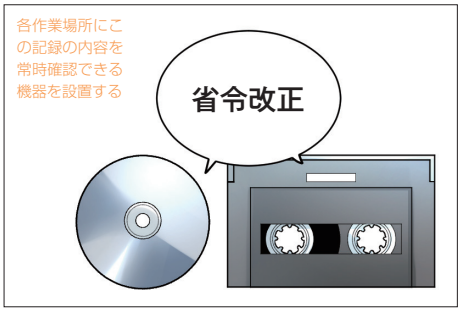

❹ 口頭で伝える

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare
都道府県労働局・労働基準監督署